

事務連絡  
令和4年12月26日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
事業部

資源有効利用促進法の一部省令改正等に関する  
意見募集（パブリックコメント）について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、令和4年5月27日に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（盛土規制法）が公布され、併せて、国土交通省において、建設発生土の適正処理を促すため、資源有効利用促進法の再生資源利用促進計画制度について強化が進められているところでございます。

この度、国土交通省より別添の通り、指定副産物省令および再生資源省令の一部改正、ストックヤード運営事業者登録規定（案）の施行に向けて、12月26日（月）より、意見募集（パブリックコメント）を開始するとの情報提供がありました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、会員企業の皆様に適宜周知賜りますようお願い申し上げます。

なお、パブリックコメントに応じて意見提出を行った際、差し支えなければ、全建事業部にも同内容をご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 01\_【国交省通知文書】省令改正・登録規程について
- 02\_【参考資料】概要説明資料
- 03\_全体スケジュール

以上

【担当】事業部 川瀬

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : [jigyo@zenken-net.or.jp](mailto:jigyo@zenken-net.or.jp)